

令和4年2月3日

所沢市長 藤本 正人 様

所沢市上下水道事業運営審議会  
会 長 北 野 大

北秋津・上安松及び若松町下水道整備事業（流域第9負担区）について（答申）

令和3年8月2日付け、所水維第77号により諮問のありました標記の件について審議を重ねた結果、下記のとおり取りまとめましたので、ここに答申いたします。

なお、事業の推進にあたっては、附帯意見に配慮するよう要望いたします。

## 記

### 1. 審議の結果

市街化区域に編入し、土地区画整理事業の対象とならなかった北秋津・上安松及び若松町地区については、下水道整備事業を行い、処理区域とすべきものとする。また、北秋津・上安松及び若松町下水道整備事業（流域第9負担区）の1平方メートル当たりの受益者負担金の単位負担金額については、900円とすべきものとする。

## 2. 附帯意見

下水道整備事業の対象となる方々には、受益者負担金の賦課について、より丁寧な説明と配慮を行ってください。また、これから下水道に接続される方々には、受益者負担金以外に生じる費用負担等についても説明を行ってください。